最高裁秘書第７５０号

令和７年３月１８日

山　中　理　司　様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和７年３月５日に答申（令和６年度（最情）答申第２４号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号　令和６年度（最情）諮問第２１号

（担当）秘書課文書開示第一係　電話０３（４２３３）５２４９（直通）

諮問日：令和６年８月８日（令和６年度（最情）諮問第２１号）
答申日：令和７年３月５日（令和６年度（最情）答申第２４号）
件　名：特定日に開催された司法研修所の教官会議議題等及び議事録の不開示判断（不存在）に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

司法研修所の教官会議議題等及び議事録（令和６年２月５日開催分）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第２　事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和６年６月２６日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第１１の３に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

令和５年１０月４日開催の司法研修所の教官会議議事録からすれば、本件対象文書は存在するといえる。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

令和６年２月５日に開催予定であった教官会議は、開催中止となり、議題等及び議事録は作成されなかった。そのため、当該文書は作成又は取得していない。

第５　調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

①　令和６年８月８日　　諮問の受理

② 同日　　　　　　　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年１２月１３日　　審議

④ 令和７年２月２１日　審議

第６　委員会の判断の理由

１　最高裁判所事務総長の説明によれば、令和６年２月５日に開催予定であった教官会議は開催中止となったということであり、そうであれば、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないことは不合理ではない。

２　以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長　髙橋　滋

委員　長戸雅子

委員　川神　裕